

令和6年度 第5回 福岡市地域公共交通会議

日 時：令和7年2月13日（木）15時30分～
会 場：エルガーラホール 7階 会議室1

会 議 次 第

1 開 会

2 議 題

- 1) アイランドシティにおけるオンデマンドバスの実証運行について
- 2) 壱岐南地区におけるオンデマンドバスの実証運行について
- 3) 昭和バスマリノア線の廃止について
- 4) 今宿姪浜線乗合バスの運行内容見直しについて
- 5) 協議運賃幹事会の付議案件について
 - ・今宿姪浜線乗合バスの運行内容見直しについて
※資料：議題4と同様

3 閉 会

令和6年度 福岡市地域公共交通会議 委員等名簿

五十音順

所 属	氏 名	備考
九州運輸局 福岡運輸支局長	こがくしゅうしきじょ 古賀 秀策	
福岡市七区男女共同参画協議会 代表	たがわ 田川 さおり	
福岡市自治協議会等7区会長会 代表	とだか てるみ 戸高 輝美	
一般社団法人 福岡県バス協会 専務理事	なかがわら たつや 中川原 達也	
一般社団法人 福岡市タクシー協会 専務理事	みね とおる 三根 徹	
西日本鉄道労働組合 自動車対策部長	むちま たかゆき 鞭馬 隆行	
安川タクシー株式会社 代表取締役	やすかわ てつじ 安川 哲史	
西日本鉄道株式会社 自動車事業本部 計画部長兼 技術部長兼 自動車技術主幹	やまぐち てつお 山口 哲生	
福岡市 住宅都市局 都市計画部長	まつおか あつし 松岡 淳	会長

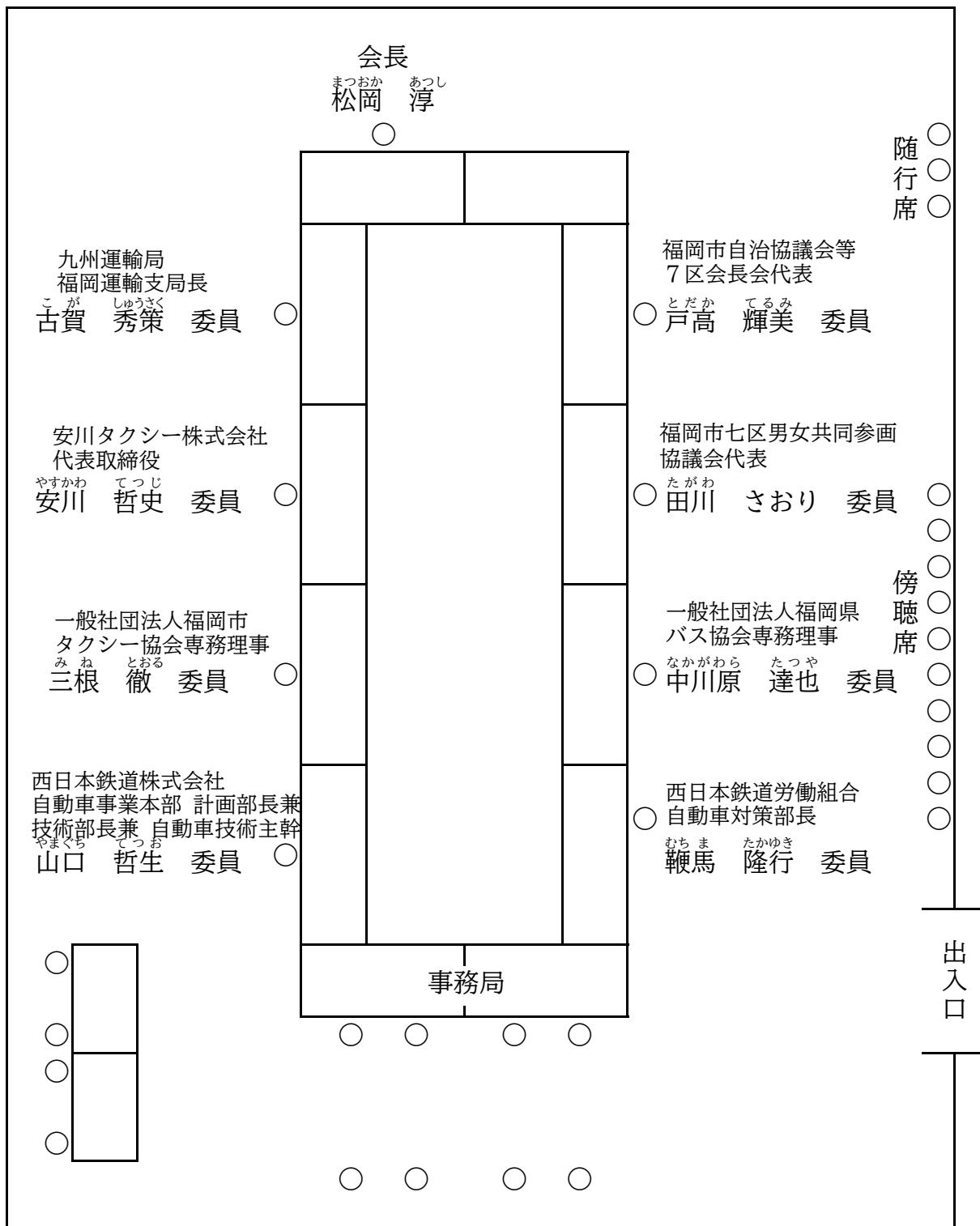
事務局

所 属	氏 名	備考
福岡市 住宅都市局 都市計画部 交通計画課長	おおいし てつや 大石 哲也	
福岡市 住宅都市局 都市計画部 交通計画課 公共交通支援係長	つつい しゅんぺい 筒井 峻平	
福岡市 住宅都市局 都市計画部 交通計画課 生活交通推進担当主査	なかむら よしひで 中村 嘉秀	

令和6年度 第5回 福岡市地域公共交通会議 座席表

日時：令和7年2月13日（木）15時30分から

会場：エルガーラホール 7階 会議室1



今回の議題の位置づけについて

今回の福岡市地域公共交通会議では、道路運送法に基づく協議及び、条例に基づく生活交通の確保のための施策に関する協議を行う。

■道路運送法施行規則（抜粋）

（事業計画）

第四条

2 前項の事業計画には、次に掲げる事項を記載した路線図を添付するものとする。

ただし、当該路線図について地域公共交通会議（地域住民の生活に必要な旅客輸送の確保その他の旅客の利便の増進を図るために必要な一般旅客自動車運送事業及び自家用有償旅客運送に関する協議を行うために一又は複数の市町村長（特別区の区長を含む。以下同じ。）又は都道府県知事が主宰する会議をいう。以下同じ。）又は地域公共交通の活性化及び再生に関する法律（平成十九年法律第五十九号）第六条に規定する協議会（次条第一項第二号から第六号までに掲げる者を構成員に含むものに限る。以下「協議会」という。）（以下「地域公共交通会議等」という。）における協議を経たときは、その添付を省略することができる。

（地域公共交通会議の構成員）

第四条の二 地域公共交通会議は、次に掲げる者により構成するものとする。

一 地域公共交通会議を主宰する市町村長又は都道府県知事その他の地方公共団体の長

二 一般乗合旅客自動車運送事業者その他の一般旅客自動車運送事業者及びその組織する団体

三 住民又は旅客

四 地方運輸局長

五 一般旅客自動車運送事業者の事業用自動車の運転者が組織する団体

2 地域公共交通会議を主宰する市町村長又は都道府県知事は、必要があると認めるときは、前項各号に掲げる者のほか、地域公共交通会議に、次に掲げる者を構成員として加えることができる。

一 路線を定めて行う一般乗合旅客自動車運送事業又は第四十九条第一号に規定する市町村運営有償運送について協議を行う場合には、次に掲げる者

イ 道路管理者

ロ 都道府県警察

二 学識経験を有する者その他の地域公共交通会議の運営上必要と認められる者

■地域公共交通会議の設置及び運用に関するガイドライン（抜粋）

1. 地域公共交通会議の目的 地域公共交通会議は、地域の実情に応じた適切な乗合旅客運送の態様、自家用有償旅客運送の必要性、旅客から収受する対価に関する事項、その他一般旅客自動車運送事業及び自家用有償旅客運送に関し必要となる事項を協議するため設置するものとし、地域の需要に即した運送サービスが提供されることにより地域住民の交通利便の確保・向上に寄与するよう努めるものとする。

■公共交通空白地等及び移動制約者に係る生活交通の確保に関する条例（抜粋）

第3章 福岡市地域公共交通会議

第12条 この条例の適正な運用を図るため、福岡市地域公共交通会議（以下「交通会議」という。）を置く。

2 交通会議は、次に掲げる事項について、調査、協議及び関係者の意見の調整の事務を行う。

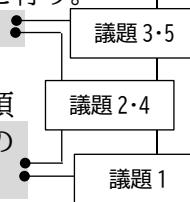
（1）生活交通の在り方に関する事項

（2）特別対策区域に関する事項

（3）前2号に掲げるもののほか、市民の生活交通の確保に関し市長が必要と認める事項

3 交通会議は、道路運送法に基づく地域公共交通会議を兼ねるものとし、前項の事務のほか、同法に定められた協議を行う。

4 交通会議の組織及び運営に関し必要な事項は、規則で定める。



■福岡市地域公共交通会議規則（抜粋）

第9条 この規則に定めるもののほか、交通会議の運営に関して必要な事項は、会長が交通会議に諮って定める。

○福岡市地域公共交通会議規則

平成22年12月27日

規則第135号

改正 平成24年8月16日規則第112号

平成26年3月31日規則第89号

平成28年3月28日規則第43号

(趣旨)

第1条 この規則は、公共交通空白地等及び移動制約者に係る生活交通の確保に関する条例（平成22年福岡市条例第25号。以下「条例」という。）第12条第4項の規定に基づき、福岡市地域公共交通会議（以下「交通会議」という。）の組織及び運営に関し必要な事項を定めるものとする。

(交通会議の組織)

第2条 交通会議は、会長及び委員19人以内で組織する。

(会長)

第3条 会長は、住宅都市局都市計画部長をもってこれに充てる。

2 会長は、会務を総理し、交通会議を代表する。

3 会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、会長があらかじめ指名する委員が、その職務を代理する。

(委員)

第4条 委員は、道路運送法施行規則（昭和26年運輸省令第75号）第9条の3に規定するところにより、市長が任命する。

2 委員の任期は、3年とする。ただし、任期中であってもその本来の職を離れたとき等は、委員の職を失うものとする。

3 補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

4 委員は、再任されることができる。

(臨時委員)

第5条 前条の規定による委員のほか、特別の事項について調査、協議及び関係者の意見の調整の事務（以下「調査等の事務」という。）を行うため必要があるときは、交通会議に臨時委員若干人を置くことができる。

2 臨時委員は、市長が任命する。

3 臨時委員は、当該特別の事項についての調査等の事務が終了したときは、解任されるものとする。

(交通会議の運営)

第6条 交通会議の会議は、条例第9条第2項の規定により、市長が交通会議の意見を聴くときその他会長が必要と認めるときに、会長が招集する。

2 会長は、会議の議長となり、議事を司会する。

3 交通会議は、委員及び議事に關係のある臨時委員の過半数が出席しなければ、会議を開くことができない。

4 交通会議の議事は、出席した委員及び議事に關係のある臨時委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(幹事会)

第7条 会長が必要と認めるときは、道路運送法（昭和26年法律第183号）に定められた協議を行うため

交通会議に幹事会を置くことができる。

2 幹事会の委員は、次に掲げる者のうちから会長が選任する。

- (1) 本市の住民
- (2) 関係事業者の職員
- (3) 本市の職員
- (4) その他幹事会の運営上必要と認められる者

(交通会議の庶務)

第8条 交通会議の庶務は、住宅都市局都市計画部交通計画課において処理する。

(平成24規則112・平成26規則89・平成28規則43・一部改正)

(委任)

第9条 この規則に定めるもののほか、交通会議の運営に関する必要な事項は、会長が交通会議に諮つて定める。

附 則

この規則は、平成22年12月28日から施行する。

附 則 (平成24年8月16日規則第112号)

この規則は、公布の日から施行する。

附 則 (平成26年3月31日規則第89号)

この規則は、平成26年4月1日から施行する。

附 則 (平成28年3月28日規則第43号)

この規則は、平成28年4月1日から施行する。

福岡市地域公共交通会議運営要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、福岡市地域公共交通会議規則（平成22年福岡市規則第135号。以下「規則」という。）第9条の規定に基づき、福岡市地域公共交通会議（以下「交通会議」という。）の運営に關し、必要な事項を定めるものとする。

(会議の開催手続)

第2条 会長は、規則第6条に規定する交通会議の会議を開催しようとする場合は、会議の日時、場所、案件等をあらかじめ、委員及び当該議事に關係のある臨時委員に対して通知するものとする。

(委員の代理)

第3条 交通会議の会議における委員及び臨時委員の代理は、これを認めない。ただし、道路運送法施行規則第9条の3第4号に規定する委員にあっては、会長の許可を得て、当該委員が委任する当該機関の職員をもって代理させることができる。

(会議の議事進行)

第4条 福岡市地域公共交通会議規則第6条第2項に規定する議長（以下「議長」という。）は、交通会議の会議を主宰し、議事を進行する。

- 2 議長は、議事について、必要に応じて市の關係職員等に説明及び資料の提出を求めることができる。
- 3 議長は、会議の秩序を維持するために必要な指示を出すことができる。

(傍聴の取扱)

第5条 交通会議の会議は、原則公開とし、傍聴することができる。ただし、議長は、必要があると判断したときは、会議に諮って傍聴を認めないとすることができる。

- 2 傍聴人は、静穏に傍聴する等、傍聴中は議長の指示に従わなければならない。
- 3 議長は、会議における議事の進行及び秩序維持のために必要があり、かつ、傍聴人が前項の指示に従わないときは、退室を求めることができる。

(会議録)

第6条 会長は、交通会議の会議録を作成し、住宅都市局にて保管させるものとする。

- 2 会議録は、交通会議における議事の内容を文書により記録する。
- 3 会議録は、福岡市情報公開条例（平成14年福岡市条例第3号）第7条の各号にある非公開情報の部分を除き公開するものとする。

(書面開催)

第7条 次に掲げる事項について、会長は、必要と認めるときに、書面により委員の賛否を求め、その結果をもって交通会議の議決に代えることができる。

- (1) 運行時刻の変更

- (2) 運行回数を増加する変更
 - (3) 停留所の新設並びに位置又は名称の変更
 - (4) 前3号に掲げるもののほか、会長が軽微な事案又は緊急の決定を要する事案と判断したもの
- 2 前項に規定する場合においては、第3条の規定にかかわらず、委員及び臨時委員の代理は、これを認めない。
- 3 第1項の規定にかかわらず、委員及び議事に関係のある臨時委員の過半数からの書面による回答が得られなければ、交通会議の議決とすることができない。
- 4 規則第6条第4項の規定は、第1項の議決について準用する。この場合において、規則第6条第4項中「出席した」とあるのは「書面により回答した」と、「議長」とあるのは「会長」と読み替えるものとする。
- 5 第1項に規定する議決をおこなった場合、会長はその結果を書面により速やかに委員及び当該議事に関係のある臨時委員に報告するとともに、次回の会議において報告するものとする。

附 則

この要綱は、平成23年 3月22日から施行する。

この要綱は、平成25年 7月 4日から施行する。

この要綱は、令和4年 9月20日から施行する。

アイランドシティにおける オンデマンドバスの実証運行について

アイランドシティにおけるオンデマンドバスの実証運行について

1. 趣旨

アイランドシティにおけるオンデマンドバスの実証運行については、平成30年度第4回福岡市地域公共交通会議の議決を経て、平成31年4月25日より運行開始しており、公共交通の利便性向上に資することから、実証実験期間の延長について会議に諮るもの。

2. 路線概要

(1) 運行事業者 西日本鉄道株式会社

(2) 運行の態様 区域運行（道路運送法施行規則第3条の3 第3号）

(3) 営業の区域

アイランドシティ地区（東区香椎照葉1～7丁目、みなと香椎1～3丁目）、イオンモール香椎浜（東区香椎浜3丁目）

(4) 運行の区域

アイランドシティ地区（東区香椎照葉1～7丁目、みなと香椎1～3丁目）、イオンモール香椎浜（東区香椎浜3丁目）～御幸町バス停付近（千早6丁目）、千早駅（千早4丁目）

(5) 利用種別

営業の区域内 ⇄ 営業の区域内：利用可 (○)

営業の区域内 ⇄ 営業の区域外：利用可 (○)

営業の区域外 ⇄ 営業の区域外：利用不可 (×)



(6) 運行形態

予約のあるミーティングポイント及び乗降場所間を効率的に運行

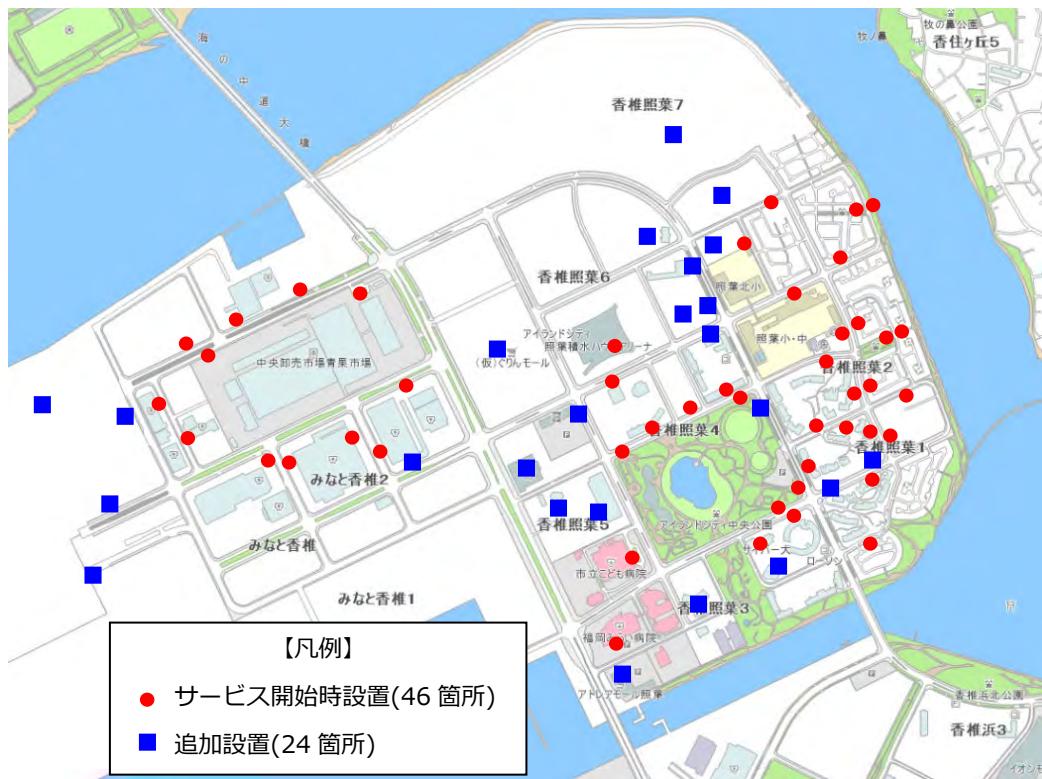
(7) 運行経路

予約に基づきシステムが自動生成した経路を運行

(8) ミーティングポイント及び乗降場所

○アイランドシティ地区内（ミーティングポイント：70か所）

<R7.1.31現在>



※ミーティングポイントの設置については、今後、事業者にて関係者と協議が整い次第、随時変更追加予定。結果について、事務局より地域公共交通会議にて報告する。

※参考として、ミーティングポイント設置状況を6ページ【参考①】に記す。

○アイランドシティ地区外（ミーティングポイント：1か所、乗降場所：2か所）

<R7.1.31現在>



(9) 運行車両

使用車両：ワンボックス車両(乗車定員（運転手除く）9名) 2台
ワンボックス車両(乗車定員（運転手除く）13名) 3台
※上記に予備車を含む
※乗車定員8名もしくは12名で運用
※折りたたみ式車いすでの乗車は可
※利用者が一般タクシーと区別できるよう車体にサービス名称を明示
※需要を踏まえ、時間帯別に運行車両台数を変動



(10) 運行時間

運行時間帯 : 平日・土曜日 6:00～22:00頃
日祝日 7:30～21:00頃
※いずれも予約時間内に受け付けた運送の完了まで
運行間隔 : 「アイランドシティ地区⇒地区外⇒地区内」を1便と仮定し、
1時間当たり2便～10便（1台あたり2便/時間）

※運行時間帯を変更する場合は、事業者にて関係者と協議のうえ、必要な手続きを行うことも出来るものとする。その場合、結果について事務局より地域公共交通会議にて報告する。

※参考として、予約方法を8ページ【参考②】に記す。

(11) 運賃・割引等

【運賃】

種類		額および適用方法					
		アイランドシティ 地区内 (事業・居住) ～ イオンモール香椎浜	アイランドシティ (事業) ～ イオンモール香椎浜	アイランドシティ (居住) ～ イオンモール香椎浜	アイランドシティ (事業) ～ 千早駅 (御幸町)	アイランドシティ (居住) ～ 千早駅 (御幸町)	イオンモール香椎浜 ～ 千早駅 (御幸町)
運賃	大人 12歳以上(中学生以上)	250円	350円	300円	500円	450円	350円
	小児 6歳以上 12歳未満(小学生)	100円	150円	150円	200円	200円	150円
	幼児 1歳以上6歳未満(未就学児)	無料 旅客1名につき 2名迄 単独乗車 100円	無料 旅客1名につき 2名迄 単独乗車 150円	無料 旅客1名につき 2名迄 単独乗車 150円	無料 旅客1名につき 2名迄 単独乗車 200円	無料 旅客1名につき 2名迄 単独乗車 200円	無料 旅客1名につき 2名迄 単独乗車 150円
	障がい者・介護者	100円	150円	150円	200円	200円	150円
決済手段	現金	乗車時					
	交通系 ICカード (nimoca・福岡市交通用福祉 ICカード等)	乗車時					
	クレジットカード	スマホアプリ上					

※西鉄バスの各種乗車券及び定期券は利用不可。

※参考として、アイランドシティエリアのエリア分けを6ページ【参考①】に記す。

【割引等】

割引の種類	概要	クーポン額&付与ポイント	適用開始時期
アプリ初回ダウンロード特典	会員1名につき1回、クーポンコードを発行	500円分	サービス開始時 (平成31年4月25日)
多頻度割引	1か月間で3,000円ご利用いただく毎に、クーポンコードを発行	300円分	
乗継ポイント	オンデマンドバスと路線バスの乗継利用者で事前にアプリ内にて登録したnimocaカードにポイントを付与 ※オンデマンドバスはクレジットカードまたはnimoca、路線バスはnimoca決済の場合に限る ※60分以内に乗り継いだ場合に限る	90ポイント ※小児・幼児・障がい者割引運賃適用者は40ポイント	
e定期	アプリ上で使える電子定期券(1か月)を アプリ上で発行(本人限り有効) ・大人1ヶ月16,200円(税込) ・小人・障がい者1ヶ月8,100円(税込) ※アイランドエリア限定で発売 ※本券利用時は多頻度割引の適用無し		令和元年11月1日 より販売・運用開始
eチケット	アプリ上で使える電子乗車券をアプリ上で 5,000円(税込)で発行 ※本券利用時は多頻度割引の適用無し	ボーナスクーポン600円分付与	令和元年11月1日 より販売・運用開始
	アプリ上で使える電子乗車券をアプリ上で 2,000円(税込)で発行 ※本券利用時は多頻度割引の適用無し	ボーナスクーポン200円分付与	令和3年7月5日 より販売・運用開始
1乗車100円	イベントに合わせ1乗車100円(誰でも可)	—	令和4年11月12日 ※毎年度2回程度予定

※割引の種類・適用期間・適用額については、事業者にて関係者と協議のうえ、必要な手続きを行い実施する。結果について、事務局より地域公共交通会議にて報告する。

(12) 運行期間 **※今回変更箇所**

旧（現行）	平成31年4月25日から令和7年3月31日まで
新（ <u>変更</u> ）	平成31年4月25日から <u>令和8年3月31日</u> まで

3. 議決事項

実証運行期間の延長 第7期：令和7年4月1日～令和8年3月31日（1年間）

第6期：令和6年4月1日～令和7年3月31日（1年間）
(令和6年度 第5回 福岡市地域公共交通会議 議決)
第5期：令和5年4月25日～令和6年3月31日（約1年間）
(令和5年度 第1回 福岡市地域公共交通会議 議決)
第4期：令和4年4月25日～令和5年4月24日（1年間）
(令和3年度 第4回 福岡市地域公共交通会議 議決)
第3期：令和3年4月25日～令和4年4月24日（1年間）
(令和2年度 第2回 福岡市地域公共交通会議 議決)
第2期：令和2年4月25日～令和3年4月24日（1年間）
(令和元年度 第3回 福岡市地域公共交通会議 議決)
第1期：平成31年4月25日～令和2年4月24日（1年間）
(平成30年度 第4回 福岡市地域公共交通会議 議決)

【参考①】アイランドシティエリアのエリア分け及び設置状況

<アイランドシティエリアのエリア分け>



<ミーティングポイント設置状況>

①公道上貼り付け型



②私有地内置き型



③公道上標柱型



(参考) エリア対象MP一覧

対象エリア	番号	名称
香椎照葉エリア	1 - ①	アクアコート I 区 1 番館前
	1 - ②	アクアコート I 区 6 番館前
	1 - ③	プライムメゾン照葉東側
	1 - ④	香椎照葉 1 丁目駐車場西側
	1 - ⑤	香椎照葉 1 丁目駐車場北側
	1 - ⑥	プライムメゾン照葉北側
	1 - ⑦	ウェルデコート I 区 5 番館前
	1 - ⑧	照葉ハピリオン
	1 - ⑨	アクアコート I 区 6 番館前B
	2 - ①	香椎照葉中公園前
	2 - ②	照葉テラスマリナコート東側A
	2 - ③	照葉テラスマリナコート東側B
	2 - ④	照葉テラスマリナコート北側
	2 - ⑤	浅部クリニック前A
	2 - ⑥	浅部クリニック前B
	2 - ⑦	香椎照葉東公園前A
	2 - ⑧	香椎照葉東公園前B
2 - ⑨	照葉小中学校前	
3 - ①	インフィニガーデン前	
3 - ②	シーマーグビル	
3 - ③	福岡みらい病院	
3 - ④	アトレアモール照葉	
3 - ⑤	アイランドタワースカイクラブ	
3 - ⑥	アイタワー	
4 - ①	アイランドシティ中央公園南側	
4 - ②	アイランドシティ中央公園東側	
4 - ③	セントラルパーク香椎照葉前A	
4 - ④	セントラルパーク香椎照葉前B	
4 - ⑤	アイランドシティ中央公園北側B	
4 - ⑥	パークフロント香椎照葉前	
4 - ⑦	アイランドシティ中央公園北側A	
4 - ⑧	プライムメゾン照葉前	
4 - ⑨	プライムメゾンセントラルパーク北側	
4 - ⑩	照葉テラスパークカーサ03B	
5 - ①	ごども病院	
5 - ②	センターマークスクスター	
5 - ③	トライアル	
5 - ④	照葉スパリゾート前	
5 - ⑤	センターマークスゲート	
6 - ①	福岡市総合体育館	
6 - ②	プライムメゾン照葉 クロススタイル東	
6 - ③	フォレストプレイス香椎照葉ザ・テラス前	
6 - ④	アイランドアイ中央広場	
6 - ⑤	(WEST) O & F タワーレジデンス	
6 - ⑥	(EAST) O & F タワーレジデンス	
7 - ①	香椎照葉 7 丁目南側	
7 - ②	香椎照葉 3 号線道A	
7 - ③	香椎照葉 3 号線道B	
7 - ④	香椎照葉北公園	
7 - ⑤	照葉北小学校東側	
7 - ⑥	照葉オーシャンプレイス II 街区	
7 - ⑦	照葉オーシャンプレイス III 街区	
7 - ⑧	照葉ザ・タワー	

対象エリア	番号	名称
みなと香椎エリア	M - ①	みなと香椎① (鈴与前)
	M - ②	みなと香椎② (越智産業前)
	M - ③	みなと香椎③ (松岡前)
	M - ④	みなと香椎④ (ベジフルロジセンター前)
	M - ⑤	みなと香椎⑤ (南九前)
	M - ⑥	みなと香椎⑥ (マルゴ前)
	M - ⑦	みなと香椎⑦ (ヤマエ久野前)
	M - ⑧	みなと香椎⑧ (ロジシティみなと香椎西側)
	M - ⑨	みなと香椎⑨ (ロジシティみなと香椎東側)
	M - ⑩	みなと香椎⑩ (アスクル北側)
	M - ⑪	みなと香椎⑪ (アスクル西側)
	M - ⑫	ベジフルスタジアム
	M - ⑬	みなと香椎⑬ (アスクル南側)
	M - ⑭	みなと香椎⑭ (九州日新前)
	M - ⑮	アイランドシティコンテナターミナル
	M - ⑯	みなと香椎⑯ (横浜冷凍前)
	M - ⑰	みなと香椎⑰ (九州日野自動車前)

【参考②】予約方法

予約方法 : 事前に会員登録の上、アプリまたは電話で予約する。

予約・取消受付 : 専用アプリ予約及び電話予約は24時間、いずれも2日前から受付。

The image consists of three screenshots of the 'のるーと' (noruto) mobile application interface:

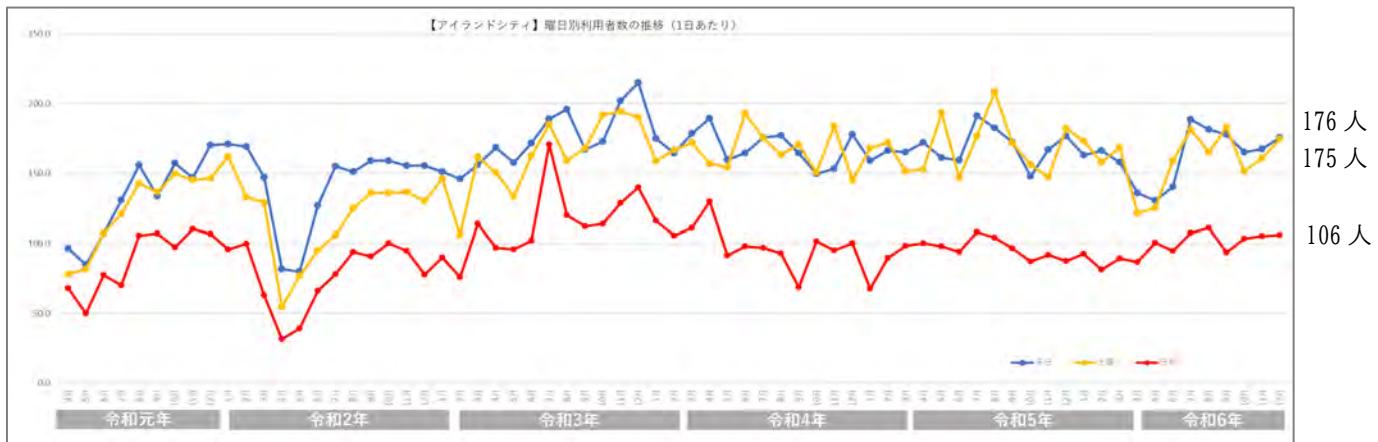
- Screenshot 1 (Left):** Shows a map of Fukuoka city with a route highlighted from a starting point to a destination. A red arrow points to a button labeled "予約確定" (Reservation Confirmation).
- Screenshot 2 (Middle):** Displays the confirmation screen after booking. It shows the departure time (12:01), arrival time (12:13), and travel distance (徒步 1 分の距離です). It also lists stops: 1-7 ヴェルデコート I 区 5 番館前, 西鉄 のるーと 2 号車, 福岡 300 か 2, and 降車場所・千早駅. The arrival time is 12:25.
- Screenshot 3 (Right):** Shows a map with a blue box highlighting a specific location. Below it is a text box stating: "自宅、職場等、日々の往来場所は事前登録によりワンクリックで行き先指定可能" (Home, workplace, etc., daily travel locations can be specified by one-click registration before departure).

スマホアプリ上で、簡単に出発地/目的地を設定 (Set departure and arrival locations easily on the smartphone app)

直ぐに最適な車両を配車。乗降ポイント、車両情報、到着予想時刻等をご案内 (Immediately dispatch the most suitable vehicle. Provide information on pickup/drop-off points, vehicle information, estimated arrival times, etc.)

クレジットカードまたはnimocaによるキャッシュレス決済 (Credit card or nimoca-based cashless payment)

【参考③】1日あたりの曜日別利用者数推移（令和元年4月～令和6年12月）



【参考④】周辺バス路線の状況（西鉄バス路線図令和6年8月19日現在）



(西鉄 HP より)

壱岐南地区における オンデマンドバスの実証運行について

壱岐南地区におけるオンデマンドバスの実証運行について

1. 趣旨

壱岐南地区におけるオンデマンドバスの実証運行については、令和元年度第4回福岡市地域公共交通会議における議決を経て、令和2年6月1日より運行開始しており、公共交通の利便性向上に資することから、実証運行期間の延長について会議に諮るもの。

2. 路線概要

(1) 運行事業者 西日本鉄道株式会社

(2) 運行の態様 区域運行（道路運送法施行規則第3条の3 第3号）

(3) 営業の区域

壱岐南地区（西区野方1～7丁目、壱岐団地、戸切1～3丁目、橋本1～2丁目、大字羽根戸）

(4) 運行の区域

壱岐南地区（西区野方1～7丁目、壱岐団地、戸切1～3丁目、橋本1・2丁目、大字羽根戸）

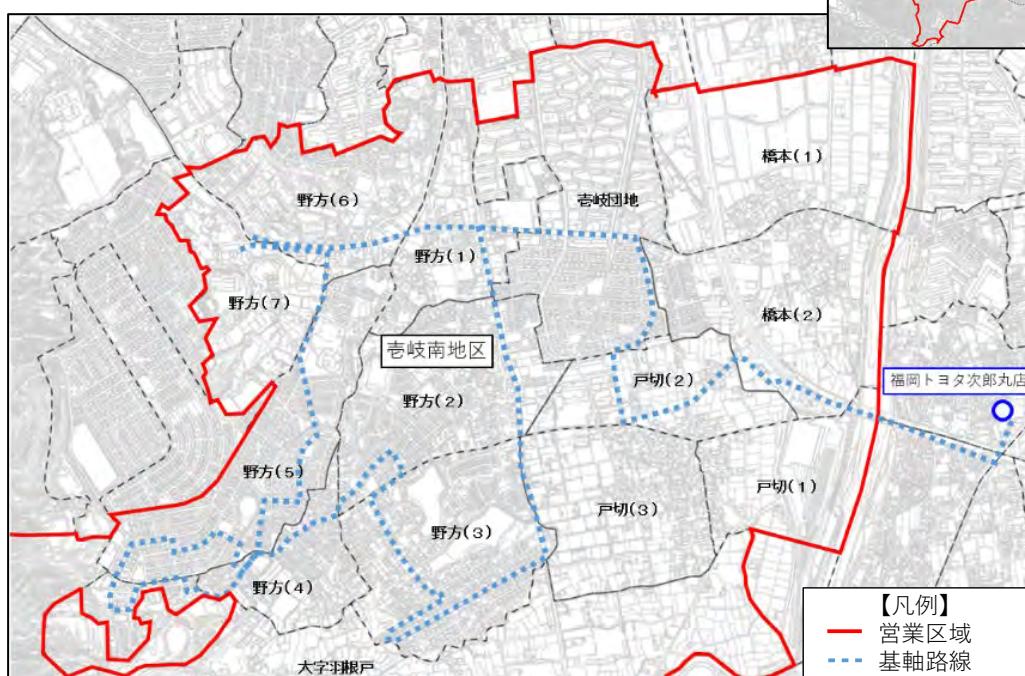
～福岡トヨタ次郎丸店（早良区次郎丸2丁目）

(5) 利用種別

壱岐南地区内 ⇔ 壱岐南地区内：利用可 (○)

壱岐南地区内 ⇔ 壱岐南地区外：利用可 (○)

壱岐南地区外 ⇔ 壱岐南地区外：利用不可 (×)



(6) 運行形態

予約のあるミーティングポイント及び乗降場所間を効率的に運行

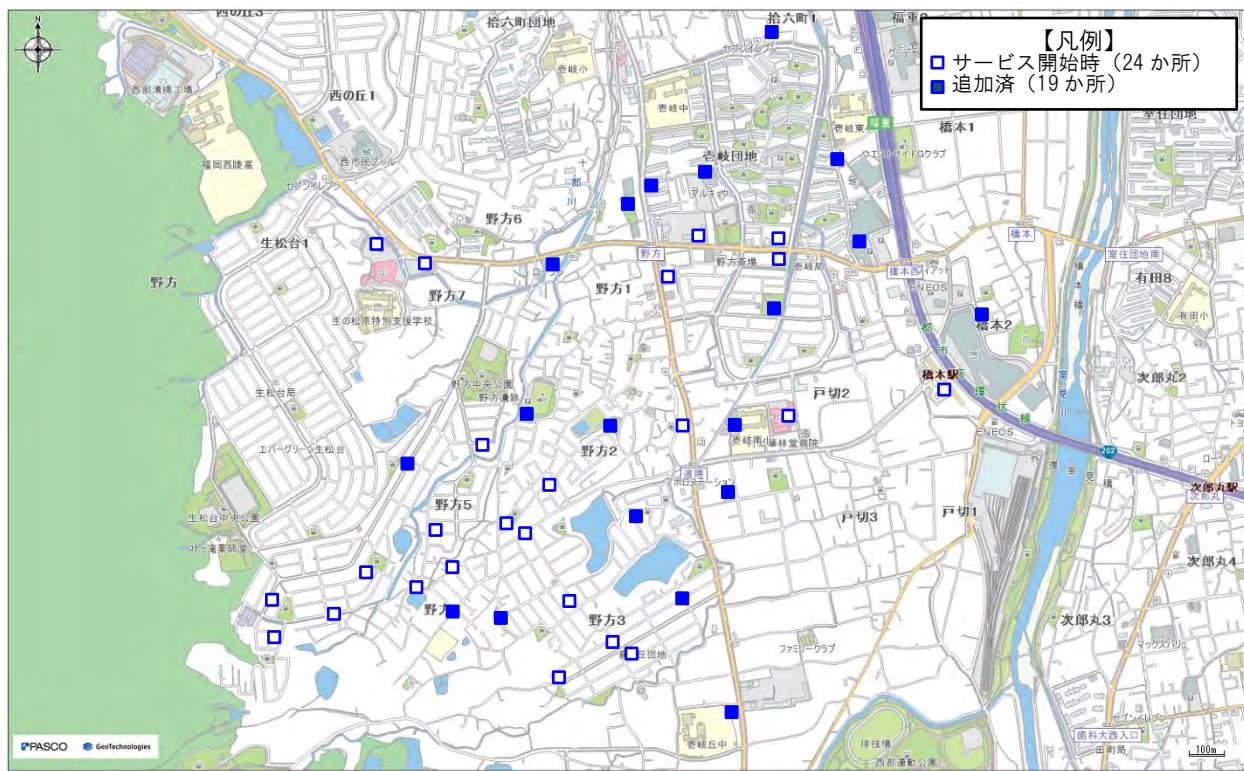
(7) 運行経路

予約に基づきシステムが自動生成した経路を運行

(8) ミーティングポイント及び乗降場所

○壱岐南地区内（ミーティングポイント：43か所）

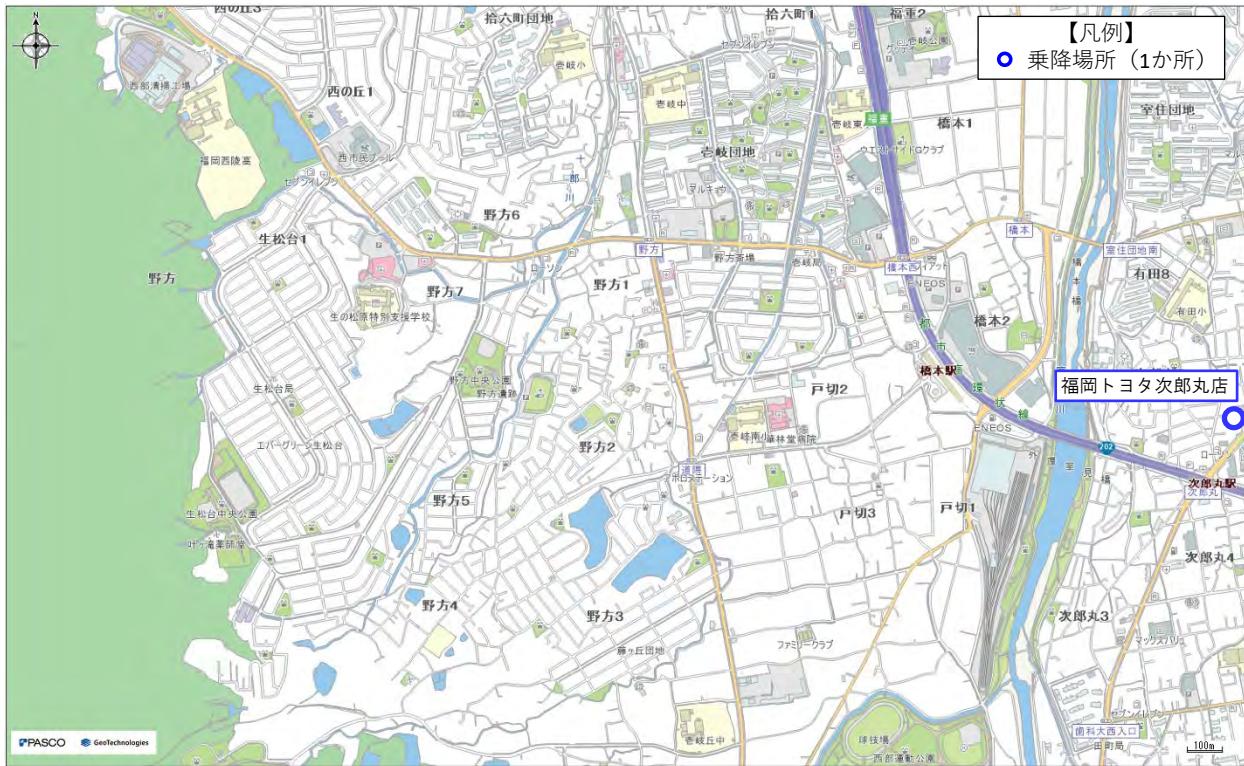
<令和7年1月31日現在>



※ミーティングポイントの設置については、今後、事業者にて関係者と協議が整い次第、随時変更追加予定。結果について、事務局より地域公共交通会議にて報告する。

○壱岐南地区外（乗降場所：1か所）

<令和7年1月31日現在>



(9) 運行車両

使用車両：ワンボックス車両（乗車（運転手除く）9名）1台（予備車両1台）

※乗車定員8名で運用

※折りたたみ式車いすでの乗車は可

※利用者が一般タクシーと区別できるよう車体にサービス名称を明示



(10) 運行時間

運行時間帯：8:30～18:30頃（以下予約時間内に受け付けた運送の完了まで）

（乗務員休憩時間：土日祝のみ 10:50～11:20、13:40～14:25、16:45～17:15）

運行間隔：「ミーティングポイント（乗降場所）⇒ミーティングポイント（乗降場所）」を1便と仮定し、1時間当たり1便～6便

※参考として、予約方法を5ページ【参考①】に記す。

(11) 運賃・割引等

【運賃】

種類		額および適用方法
運賃	大人 12歳以上（中学生以上）	350円
	小児 6歳以上 12歳未満（小学生）	180円
	幼児（未就学児） 1歳以上 6歳未満	無料 旅客1名につき2名迄 単独乗車は180円
	障がい者・介護者	180円
決済手段	現金	乗車時
	交通系 IC カード (nimoca・福岡市交通用福祉 IC カード等)	乗車時
	クレジットカード	スマホアプリ上

※西鉄バスの各種乗車券及び定期券は利用不可。

【割引等】

割引の種類	概要	【変更後】 クーポン額& 付与ポイント	適用開始時期
アプリ初回ダウンロード特典	会員1名につき1回、クーポンコードを発行	500円分	サービス開始時 (令和2年6月1日)
多頻度割引	1か月間で3,000円ご利用いただく毎に、 クーポンコードを発行	300円分	
乗継ポイント	オンデマンドバスと路線バスの乗継利用者で 事前にアプリ内にて登録したnimocaカード にポイントを付与 ※オンデマンドバスはクレジットカードまたは nimoca、路線バスはnimoca決済の場合に限る ※60分以内に乗り継いだ場合に限る	90ポイント ※小児・幼児・ 障がい者割引 運賃適用者は 40ポイント	
eチケット	アプリ上で使える電子乗車券をアプリ上で 5,000円(税込)で発行 ※本券利用時は多頻度割引の適用無し	ボーナスクーポン600円 分付与	令和3年7月5日よ り販売・運用開始
	アプリ上で使える電子乗車券をアプリ上で 2,000円(税込)で発行 ※本券利用時は多頻度割引の適用無し	ボーナスクーポン200円 分付与	

※割引の種類・適用期間・適用額については、事業者にて関係者と協議のうえ、必要な手続きを行い実施する。結果について、事務局より地域公共交通会議にて報告する。

(12) 運行期間 **※今回変更箇所**

旧（現 行）	令和2年6月1日 から 令和7年3月31日 まで
新（ <u>変 更</u> ）	令和2年6月1日 から 令和8年3月31日 まで

3. 地域との調整状況

今回の付議事項について、地域、交通事業者、沿線施設、行政で構成される「壱岐南の
るーと運行連絡会議」（令和6年12月19日開催）にて合意。

4. 議決事項

実証運行期間の延長 **第6期：令和7年4月1日～令和8年3月31日（1年間）**

第5期：令和6年6月1日～令和7年3月31日（約1年間）
 （令和5年度 第5回 福岡市地域公共交通会議 議決）

第4期：令和5年6月1日～令和6年5月31日（1年間）
 （令和5年度 第1回 福岡市地域公共交通会議 議決）

第3期：令和4年6月1日～令和5年5月31日（1年間）
 （令和4年度 第1回 福岡市地域公共交通会議 議決）

第2期：令和3年6月1日～令和4年5月31日（1年間）
 （令和2年度 第3回 福岡市地域公共交通会議 議決）

第1期：令和2年6月1日～令和3年5月31日（1年間）
 （平成元年度 第4回 福岡市地域公共交通会議 議決）

【参考①】予約方法

予約方法：事前に会員登録の上、専用アプリ、LINE または電話で予約する。

予約・取消受付：専用アプリ予約及びLINE 予約は24時間、

電話予約は平土日祝 8:30~18:00

いずれも3日前から受付。

○ 専用アプリでの予約



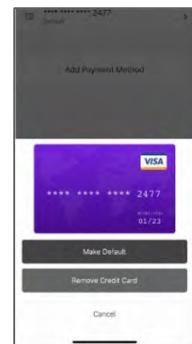
スマホアプリ上で、
簡単に出発地/目的地を設定



直ぐに最適な車両を配車。乗降ポイント、
車両情報、到着予想時刻等をご案内



自宅、職場等、日々の往来場所は事前
登録によりワンクリックで行き先指定可能



クレジットカードまたはnimocaによる
キャッシュレス決済

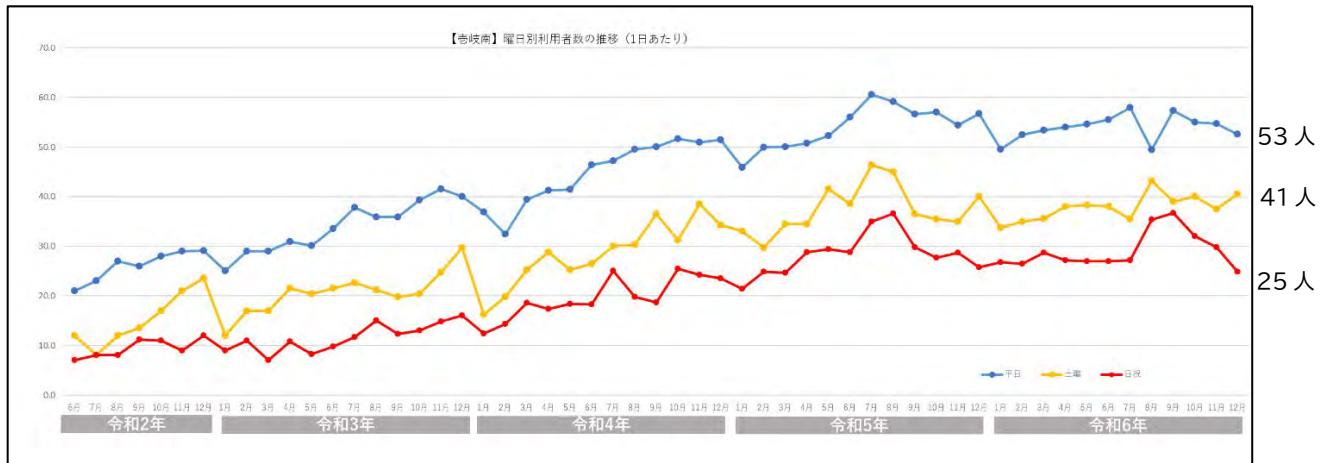
注) 表示はアイランドシティ

○ LINE での予約



※2023年7月1日よりサービス開始

【参考②】1日あたりの曜日別利用者数推移（令和2年6月～令和6年12月）



【参考③】周辺バス路線の状況（西鉄バス路線図令和6年8月19日現在）



(西鉄 HP より)

昭和バスマリノア線の廃止について

昭和バスマリノア線の廃止について

1. 趣旨

昭和バスマリノア線については、慢性的な運転士不足等を理由として、令和6年5月に、乗合バス路線の休廃止への対応を検討するために組織される福岡県バス対策協議会（地方運輸局、自治体、交通事業者で構成）に対し、交通事業者より当該バス路線の廃止申し出がなされた。

廃止申し出への対応について検討し、福岡県バス対策協議会に報告する必要があることから、地域協議の状況等を踏まえ、その対応を協議するもの。

2. 路線概要

(1) 運行事業者 昭和自動車株式会社

(2) 路線名 マリノア線

(3) 廃止区間 マリノアシティ福岡～
姪浜駅間 (3.7km)

(4) 廃止便数 平日 22便
土日祝 なし

(5) 廃止路線利用者数 206.8名/日

(令和6年9月1日～30日までの運行日数平均)

(6) 廃止予定日 令和7年3月31日（月）

(7) 廃止理由 慢性的な運転士不足等により路線の維持が困難なため

(8) 対応の経緯

- ・令和6年5月9日 路線廃止申し出（昭和バス→福岡県バス対策協議会）
- ・令和6年5月31日 福岡県バス対策協議会開催（県、運輸支局、市、西鉄）
→今後、地域説明及び地域公共交通会議での協議を経て、
協議会へ報告することとした
- ・令和6年11月6・10日 昭和バス、市、地域の三者で協議

(9) 地域協議の状況

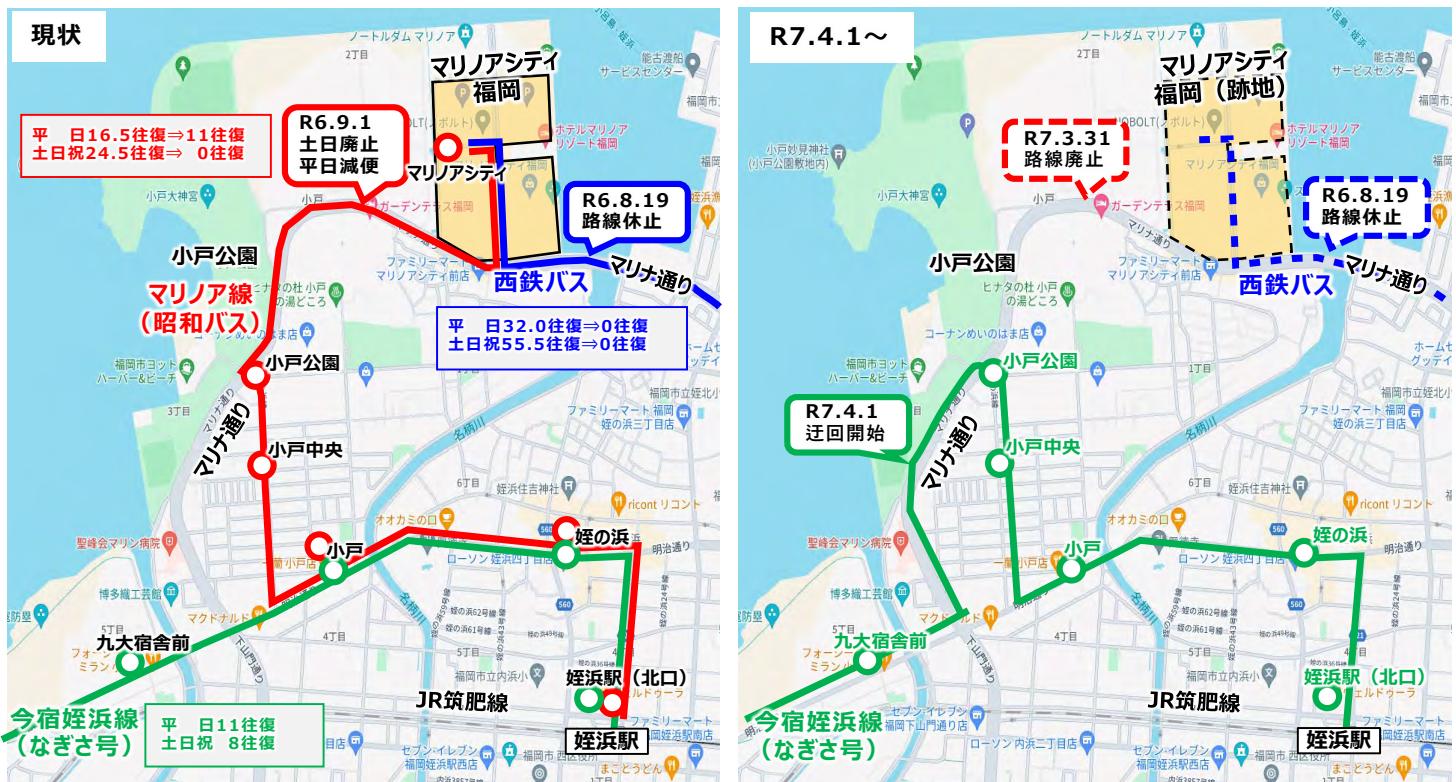
- ・廃止路線が位置する関係校区自治協議会へ説明・周知。
- ・生活交通の確保のため、株式会社姪浜タクシーが運行する「今宿姪浜線乗合バス」による
迂回運行の方向性について、地域へ説明し合意。
- ・迂回運行が検討されており、運転士不足等の状況を鑑みると、当該路線の廃止はや
むを得ないとの意見。



3. 今後の対応（案）

- ・本路線については、今宿姪浜線乗合バスの迂回運行が検討されており廃止はやむを得ないとの地域意見や、今宿姪浜線乗合バスの迂回運行を実施するよう調整を図っていくことを鑑み、路線廃止はやむを得ない。
- ・本会議での協議を経て、当該路線の廃止について、福岡県バス対策協議会へ協議結果を報告。
- ・令和7年3月31日に同路線を廃止。
- ・令和7年4月1日より今宿姪浜線乗合バスの迂回運行開始。

【参考：路線図】



今宿姪浜線乗合バスの 運行内容見直しについて

今宿姪浜線乗合バスの運行内容見直しについて

1. 路線概要

西区で運行されている今宿姪浜線乗合バスは、平成17年10月に運行事業者より廃止の申し出があり、これに伴って、西区今宿上ノ原等が公共交通空白地となることから、市が運行経費の一部を補助し、平成18年11月に1年間の社会実験、平成19年11月から代替交通の本格運行が開始されている。

今宿姪浜線乗合バス連絡協議会（地域、交通事業者、行政で構成）において、利用実態等を踏まえながら協議を行っており、平成27年4月にはバス停を追加するなど、利便性向上を図っている。

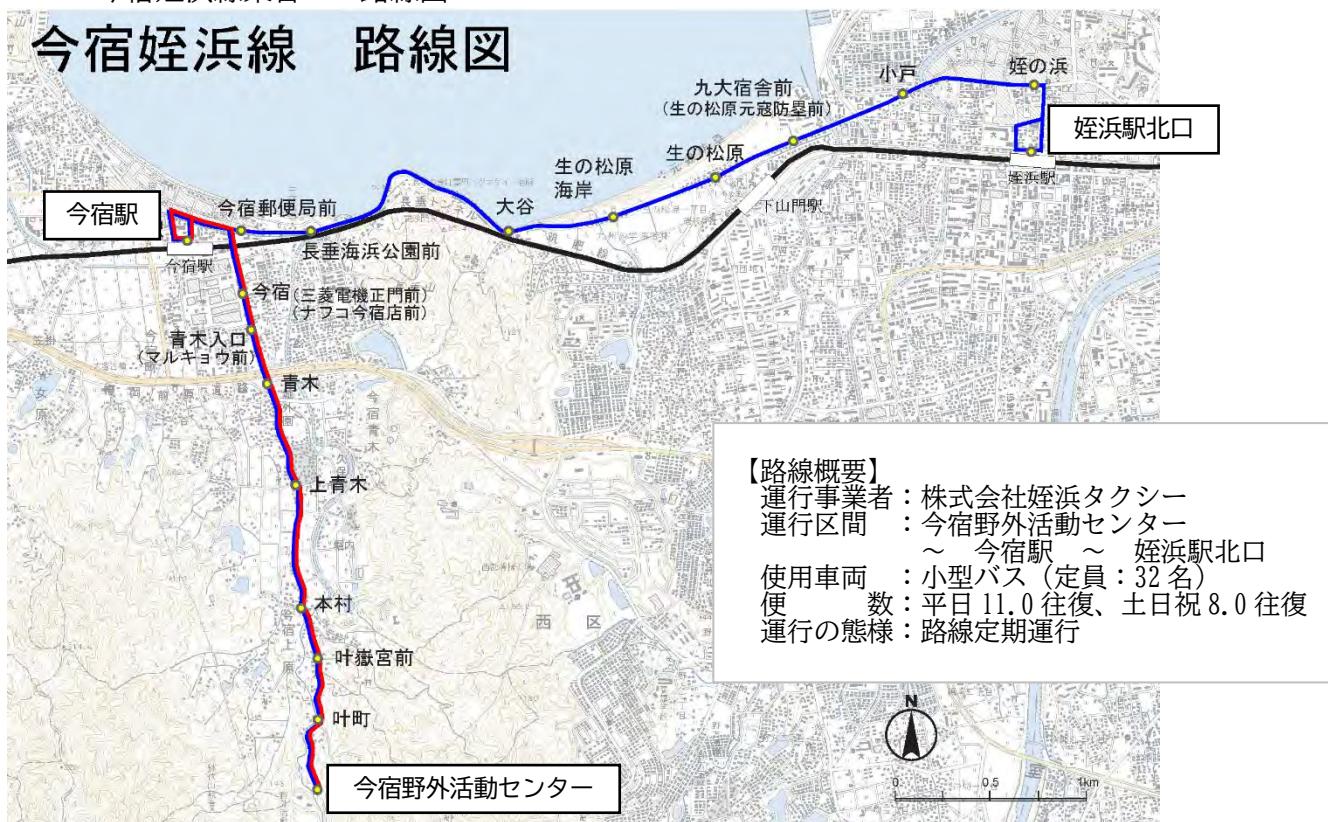
（経緯）

平成17年10月 路線廃止申し出

平成18年11月 代替交通（今宿姪浜線乗合バス）運行開始

平成27年 4月 バス停追加[今宿（三菱電機正門前）、今宿（ナフコ今宿店前）]

<今宿姪浜線乗合バス路線図>



（沿線地区の現状）

人口 21,281名

世帯数 10,660世帯

高齢化率 23.4%（福岡市全体22.7%）

[今宿、内浜、下山門校区の一部の値]

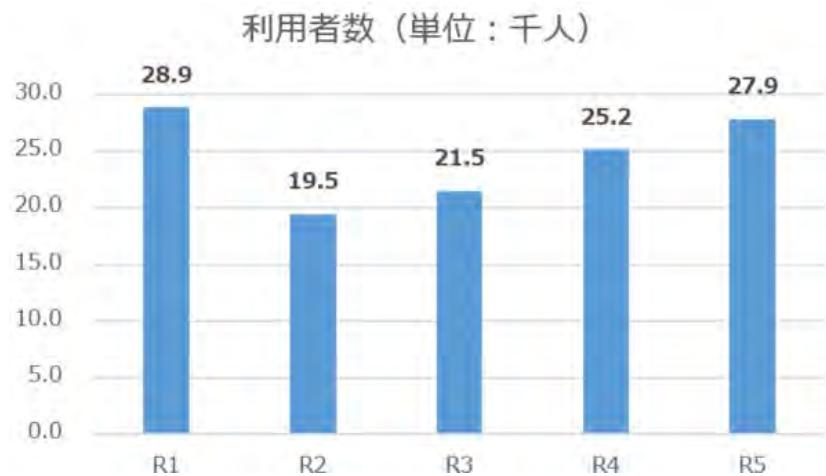
（令和6年9月末現在住民基本台帳による）



2. 運行内容見直しについて

(1) 現在の課題・状況

- 新型コロナウイルス感染症の影響等に伴い、利用者数が減少したが、徐々に回復傾向



- 令和5年度に実施した利用者アンケートにおいて、沿線の商業施設が少ないことや、小戸周辺など沿線以外のスポットを訪れている等、路線の利便性向上を求める声があった

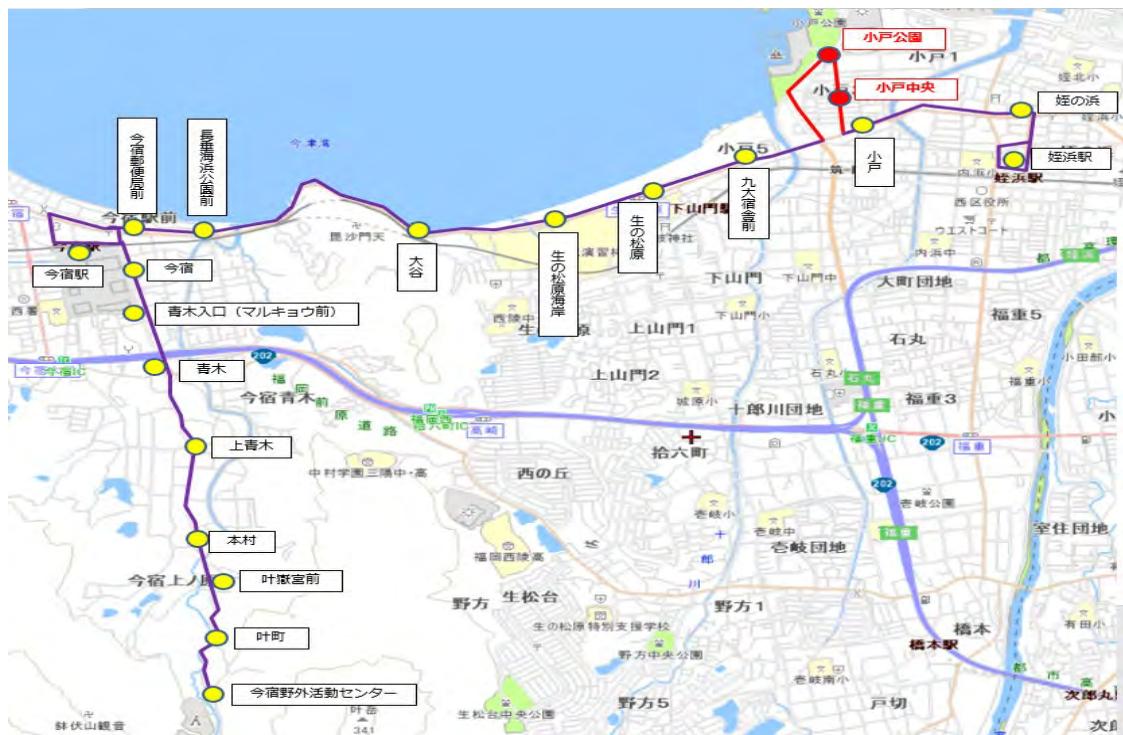
(2) 協議状況

- 令和6年10月にバス連絡協議会を開催し、商業施設等へのアクセスによる利便性向上やマリノア線廃止への対応を図るため、「今宿姪浜線乗合バスを小戸方面へ迂回させる」方向で検討を進めることで合意
- 令和7年1月にバス連絡協議会を開催、上記を踏まえた運行内容の見直しについて合意

(3) 運行内容見直し概要

- 運行見直し予定日 令和7年4月1日（火）
- 運行事業者 株式会社姪浜タクシー 変更無し
- 運行の態様 路線定期運行（道路運送法施行規則第3条の3 第1号） 変更無し
- 運行車両 小型バス（定員32名）※乗務員除く 変更無し
- 運行ルート 小戸公園・小戸中央を経由するルートに変更
- 運行本数等 平 日：18便（上り9便・下り9便）
土日祝：16便（上り8便・下り8便） 変更無し
- バス停 2箇所新設（小戸公園、小戸中央）

<運行内容見直しイメージ図>



<運行内容比較（変更箇所は太字）>

		現行	見直し案
運行事業者		株式会社姪浜タクシー	
運行の態様		路線定期運行	
運行車両		小型バス(定員32名)	
運行ルート		今宿野外活動センター～今宿駅～姪浜駅北口	今宿野外活動センター～今宿駅～ 小戸公園～小戸中央～姪浜駅北口
運行ダイヤ	平日	7～20時台	7～ 19 時台
	土日祝	7～19時台	
運行本数	平日	22便(上り11便、下り11便)	18 便(上り 9 便、下り 9 便)
	土日祝	16便(上り8便、下り8便)	
バス停		18箇所	20 箇所
運賃		160円～360円	
支払い方法	現金	○	
	回数券等	回数券、1日乗車券	
	高齢者乗車券・福祉乗車券	回数乗車券	

※ 運行本数

【平 日】(野外活動センター～姪浜駅) 当初：9往復 → 見直し後：8往復

(野外活動センター～今宿駅) 当初：2往復 → 見直し後：1往復

【土日祝】(野外活動センター～姪浜駅) 当初：8往復 → 見直し後：8往復

○運賃

距離に応じて 160 円～360 円で設定 [変更無し]

(例) 今宿野外活動センター～姪浜駅北口:360 円、小戸公園～姪浜駅北口:160 円

※小学生以下、障がい者は割引 (例) 160 円→110 円

今宿姪浜線 運賃表(小戸方面迂回)

		今宿野外活動センター									
		叶町					160				
		叶嶽宮前					160	160			
		本村					160	160	160	160	160
		上青木		160	160	160	160	160	160	160	160
		青木		160	160	160	160	160	160	160	160
		青木入口		160	260	260	260	260	260	260	260
		今宿		160	160	260	260	260	260	260	260
		今宿駅		160	160	160	260	260	260	260	260
		今宿郵便局前		160	160	160	260	260	260	260	260
		長垂海岸		160	160	160	260	260	260	260	260
		大谷		160	160	160	160	260	260	260	260
		生の松原		160	260	260	260	260	360	360	360
		九大宿舎前		160	160	260	260	260	360	360	360
		小戸公園		160	160	160	260	260	360	360	360
		小戸中央		160	160	160	260	260	360	360	360
		小戸		160	160	160	160	160	360	360	360
		姪の浜		160	160	160	160	160	360	360	360
		姪浜駅北口		160	160	160	160	160	360	360	360

※太枠内は改定案の運賃額

単位:円

○支払方法 現金払い等 [変更無し]

○割引等

- ・高齢者乗車券、福祉乗車券
- ・11 枚綴で 1 回分無料の回数券
1,600 円券 (160 円×11 枚綴)、2,600 円券 (260 円×11 枚綴)
- ・1 日フリー乗車券 (土日祝限定)
大人 500 円、小学生以下・障がい者 300 円

[変更無し]

(4) 市補助金

- ・運行に関し必要となる経費は、福岡市生活交通確保バス運行補助金の対象とし、要綱に基づき交付する

(5) 協議

- ・交通管理者：西警察署
- ・道路管理者：西区役所

3. 議決事項

○ 今宿姪浜線乗合バス運行計画

【届出内容】

- ・処理期間の短縮（運行ルート変更、停留所新設）
- ・運賃申請（届出運賃の変更）※協議運賃幹事会での協議

【参考】議決に基づく特例措置（地域公共交通会議等による手続きの弾力化や簡素化の特例措置）

○道路運送法上の手続き

今宿姪浜線乗合バス運行計画

【議決が必要な項目】処理期間の短縮

→協議を調えることにより、路線の延長、停留所の新設に係る届出時期3ヶ月前を30日前までに短縮することが可能。

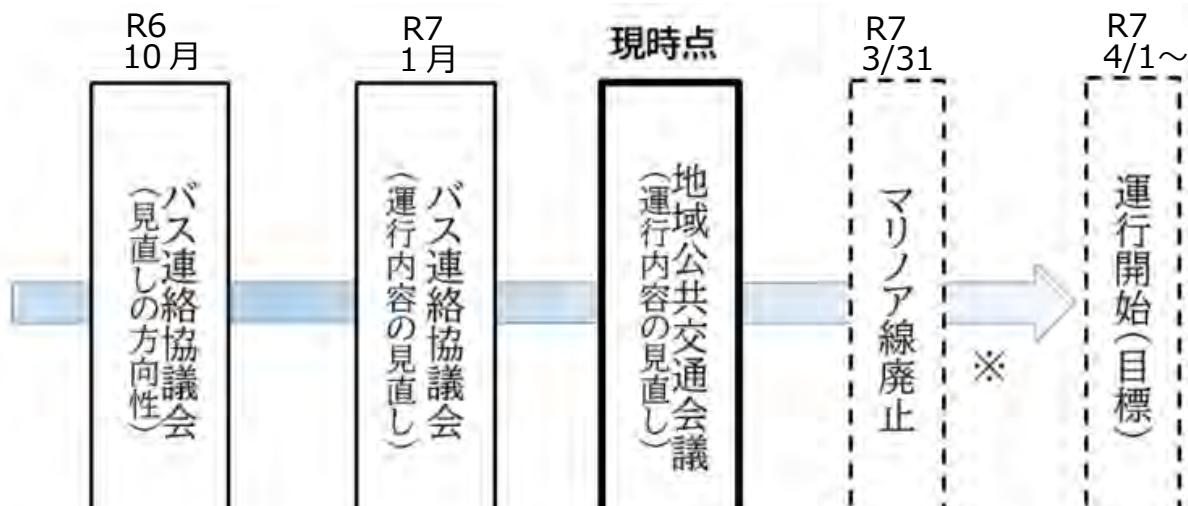
【議決が必要な項目】運賃申請（運賃・料金の設定、変更に係る手続きの簡素化）

→協議を調えることにより、運賃申請を当該運賃にて届出することが可能。

※協議運賃幹事会での協議

4. 今後の進め方

令和7年4月1日からの運行内容の見直しに向け、関係者と協議・検討を進めていく。



※その他、運行開始まで運輸局申請など諸手続きあり

【参考：平日ダイヤ案】

今宿駅 または 姪浜駅北口 行き									
今宿野外活動センター	7:10	7:40	9:18	10:45	12:12	14:06	15:32	17:00	18:33
叶町	7:11	7:41	9:19	10:46	12:13	14:07	15:33	17:01	18:34
叶嶽宮前	7:12	7:42	9:20	10:47	12:14	14:08	15:34	17:02	18:35
本村	7:13	7:43	9:21	10:48	12:15	14:09	15:35	17:03	18:36
上青木	7:14	7:44	9:22	10:49	12:16	14:10	15:36	17:04	18:37
青木	7:15	7:45	9:23	10:50	12:17	14:11	15:37	17:05	18:38
青木入口(マルキヨウ前)	7:17	7:48	9:25	10:52	12:19	14:13	15:39	17:07	18:40
今宿(三菱電機正門前)	7:18	7:49	9:26	10:53	12:20	14:14	15:40	17:08	18:41
今宿駅	7:22	7:53	9:30	10:57	12:24	14:18	15:44	17:12	18:45
今宿郵便局前		7:56	9:33	11:00	12:27	14:21	15:47	17:15	18:48
長垂海浜公園前		7:59	9:35	11:02	12:29	14:23	15:49	17:17	18:50
大谷		8:02	9:37	11:04	12:31	14:25	15:51	17:20	18:53
生の松原海岸		8:04	9:38	11:05	12:32	14:26	15:52	17:22	18:54
生の松原		8:06	9:39	11:06	12:33	14:27	15:53	17:24	18:55
九大宿舎前(生の松原元寇防塁前)		8:08	9:40	11:07	12:34	14:28	15:55	17:26	18:56
小戸公園		8:12	9:44	11:11	12:38	14:32	15:59	17:30	18:59
小戸中央		8:13	9:45	11:12	12:39	14:33	16:00	17:31	19:00
小戸		8:14	9:46	11:13	12:40	14:34	16:01	17:32	19:01
姪の浜		8:16	9:48	11:15	12:42	14:36	16:03	17:34	19:03
姪浜駅北口		8:19	9:51	11:18	12:45	14:39	16:06	17:37	19:06
今宿野外活動センター 行き									
姪浜駅北口		8:24	9:56	11:23	13:18	14:44	16:11	17:42	19:11
姪の浜		8:28	10:00	11:27	13:22	14:48	16:15	17:46	19:15
小戸		8:30	10:02	11:29	13:24	14:50	16:17	17:48	19:17
小戸中央		8:31	10:03	11:30	13:25	14:51	16:18	17:49	19:18
小戸公園		8:32	10:04	11:31	13:26	14:52	16:19	17:50	19:19
九大宿舎前(生の松原元寇防塁前)		8:37	10:08	11:35	13:30	14:56	16:23	17:54	19:23
生の松原		8:38	10:09	11:36	13:31	14:57	16:24	17:55	19:24
生の松原海岸		8:39	10:10	11:37	13:32	14:58	16:25	17:56	19:25
大谷		8:40	10:11	11:38	13:33	14:59	16:26	17:57	19:26
長垂海浜公園前		8:44	10:14	11:41	13:35	15:01	16:29	18:00	19:28
今宿郵便局前		8:48	10:16	11:43	13:37	15:03	16:31	18:03	19:30
今宿駅	7:23	8:51	10:18	11:45	13:39	15:05	16:33	18:06	19:32
今宿(ナフコ今宿店前)	7:27	8:55	10:22	11:49	13:43	15:09	16:37	18:10	19:36
青木入口(マルキヨウ前)	7:28	8:56	10:23	11:50	13:44	15:10	16:38	18:11	19:37
青木	7:30	8:58	10:25	11:52	13:46	15:12	16:40	18:13	19:39
上青木	7:31	8:59	10:26	11:53	13:47	15:13	16:41	18:14	19:40
本村	7:32	9:00	10:27	11:54	13:48	15:14	16:42	18:15	19:41
叶嶽宮前	7:33	9:01	10:28	11:55	13:49	15:15	16:43	18:16	19:42
叶町	7:34	9:02	10:29	11:56	13:50	15:16	16:44	18:17	19:43
今宿野外活動センター	7:35	9:03	10:30	11:57	13:51	15:17	16:45	18:18	19:44

【参考：土日祝ダイヤ案】

今宿駅 または 姪浜駅北口 行き									
今宿野外活動センター	8:15	9:39	11:09	12:36	14:49	16:21	17:53	19:13	
叶町	8:16	9:40	11:10	12:37	14:50	16:22	17:54	19:14	
叶嶽宮前	8:17	9:41	11:11	12:38	14:51	16:23	17:55	19:15	
本村	8:18	9:42	11:12	12:39	14:52	16:24	17:56	19:16	
上青木	8:19	9:43	11:13	12:40	14:53	16:25	17:57	19:17	
青木	8:20	9:44	11:14	12:41	14:54	16:26	17:58	19:18	
青木入口(マルキヨウ前)	8:22	9:46	11:16	12:43	14:56	16:28	18:00	19:20	
今宿(三菱電機正門前)	8:23	9:47	11:17	12:44	14:57	16:29	18:01	19:21	
今宿駅	8:26	9:50	11:20	12:47	15:00	16:32	18:04	19:24	
今宿郵便局前	8:28	9:52	11:22	12:49	15:03	16:35	18:07	19:26	
長垂海浜公園前	8:30	9:54	11:24	12:51	15:06	16:38	18:10	19:28	
大谷	8:32	9:56	11:26	12:53	15:09	16:41	18:13	19:30	
生の松原海岸	8:33	9:57	11:27	12:54	15:10	16:42	18:14	19:31	
生の松原	8:34	9:59	11:28	12:55	15:12	16:44	18:16	19:32	
九大宿舎前(生の松原元寇防塁前)	8:35	10:01	11:30	12:57	15:14	16:46	18:18	19:33	
小戸公園	8:38	10:04	11:33	13:00	15:17	16:49	18:21	19:36	
小戸中央	8:39	10:05	11:34	13:01	15:18	16:50	18:22	19:37	
小戸	8:40	10:06	11:35	13:02	15:19	16:51	18:23	19:38	
姪の浜	8:42	10:08	11:37	13:04	15:21	16:53	18:25	19:40	
姪浜駅北口	8:45	10:11	11:40	13:07	15:24	16:56	18:28	19:43	

今宿野外活動センター 行き									
姪浜駅北口	7:30	8:53	10:19	11:48	14:00	15:32	17:04	18:36	
姪の浜	7:34	8:57	10:23	11:52	14:04	15:36	17:08	18:40	
小戸	7:35	8:59	10:25	11:54	14:06	15:38	17:10	18:42	
小戸中央	7:36	9:00	10:26	11:55	14:07	15:39	17:11	18:43	
小戸公園	7:37	9:01	10:27	11:56	14:08	15:40	17:12	18:44	
九大宿舎前(生の松原元寇防塁前)	7:40	9:04	10:31	12:00	14:12	15:44	17:16	18:47	
生の松原	7:41	9:05	10:32	12:01	14:13	15:45	17:17	18:48	
生の松原海岸	7:42	9:06	10:33	12:02	14:14	15:46	17:18	18:49	
大谷	7:43	9:07	10:34	12:03	14:15	15:47	17:19	18:50	
長垂海浜公園前	7:45	9:09	10:37	12:05	14:18	15:50	17:22	18:53	
今宿郵便局前	7:47	9:11	10:40	12:07	14:20	15:52	17:24	18:55	
今宿駅	7:49	9:13	10:43	12:10	14:23	15:55	17:27	18:57	
今宿(ナフコ今宿店前)	7:52	9:16	10:46	12:13	14:26	15:58	17:30	19:00	
青木入口(マルキヨウ前)	7:53	9:17	10:47	12:14	14:27	15:59	17:31	19:01	
青木	7:55	9:19	10:49	12:16	14:29	16:01	17:33	19:03	
上青木	7:56	9:20	10:50	12:17	14:30	16:02	17:34	19:04	
本村	7:57	9:21	10:51	12:18	14:31	16:03	17:35	19:05	
叶嶽宮前	7:58	9:22	10:52	12:19	14:32	16:04	17:36	19:06	
叶町	7:59	9:23	10:53	12:20	14:33	16:05	17:37	19:07	
今宿野外活動センター	8:00	9:24	10:54	12:21	14:34	16:06	17:38	19:08	